



国土交通省近畿地方整備局

Kinki Regional Development Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

近畿地方整備局 福井河川国道事務所	配布日時	平成30年10月 9日 14時00分
資料配付		

件名	【無償配布】堤防の刈草ロール、差し上げます ～期間限定 堤防の刈草を資源として使って下さい～
----	---

概要	<p>九頭竜川で発生した堤防の刈草を、無償配布します。 配布日時等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">● 申込・期限 10月9日（火）～10月19日（金）まで● 配布期間 平成30年10月30日（火）～11月9日（金）までの 平日 9時～16時 （配布日時は申込者と調整の上、決定し連絡します）● 配布場所<ul style="list-style-type: none">・坂井市三国町川崎地先（新保橋）～坂井市春江町布施田新地先及び福井市二日市町地先～福井市山室地先、福井市高屋町地先（高屋橋）の九頭竜川河川敷（右岸）・坂井市三国町横越地先～福井市小尉町地先（布施田橋）及び福井市岸水町地先（天菅生橋）～福井市南檜原町地先の九頭竜川河川敷（左岸）
----	---

取扱い	_____
-----	-------

配布場所	福井県政記者クラブ
------	-----------

問合せ先	国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 電話：0776-35-2661（代表） たむら ともひで 副所長（河川） 田村 友秀（内線204） わたなべ としお 総括保全対策官 渡邊 俊夫（内線308）
------	--

【お知らせ】

【無償配布】堤防の刈草ロール、さしあげます ～期間限定 堤防の刈草を資源として使って下さい～

国土交通省福井河川国道事務所では、出水期（6月～10月）前後の春と秋に、堤防に亀裂や陥没等異常がないか点検するために、堤防の除草を行っています。

刈り取った草は、有料処分等していましたが、資源の有効活用やコスト削減を目的として、無償で配布します。

ご希望の方は、「受取申込書」に必要事項を記入の上、下記の要領でお申し込みください。

【配布する刈草について】

今回無償配布を行う刈草は、ロール状態のものに換算して約700個と想定しています。

なお、自分でロール用機械を持ち込んで、ロールにして持って帰ってもかまいません。

ただし、堤防を傷めないよう十分に注意して下さい。

【提供にあたっての注意事項】（必ずご確認ください）

1. 刈草の配布は、以下の条件を守っていただきます。
 - ①提供は先着順とし、申込者全ての皆様にご希望の受け取り量をお渡しすることが出来ない場合がありますので、あらかじめご了承ください。（予定数量がなくなり次第終了します。）
 - ②営利目的の転売は禁止します。
 - ③刈草の積込及び運搬は、申込者にて行ってください。なお、安全には十分配慮してください。
 - ④提供後の返却には応じることが出来ません。責任を持って処理して下さい。
 - ⑤積込・運搬時の事故等については、国土交通省は一切責任を負いません。特にバラの状態での運搬時に道路上に刈草が落ちないように細心の注意を払うとともに、万が一道路上に落とした場合は、申込者が責任を持って処理して下さい。
 - ⑥その他、出張所の担当者の指示に従っていただきます。
2. 草の種類は雑多であり、特定の種類のみではありません。また除草前には、「散在塵埃処理（ゴミ拾い）」を実施していますが、取り切れないゴミが混入する場合があります。

そのため、牛等の飼料にするには不適の種類が混じっている可能性もあることをご承知おき下さい。

【申込方法】

・平成30年10月9日（火）～10月19日（金）16時まで**に別紙-1**の申込用紙に必要事項を記入の上、九頭竜川出張所に直接持参するか、FAXでお申込下さい。

・折り返し当方から受渡に関する連絡を入れさせていただきます。

・申込用紙は、インターネット（<http://www.kkr.mlit.go.jp/fukui/>の「新着情報」からダウンロードされるか、または、九頭竜川出張所まで取りに来て下さい。

連絡先：福井河川国道事務所 九頭竜川出張所 刈草無償配布担当

〒910-0039

福井県福井市三ツ屋町10-9-2

電話：0776-22-2578 FAX 0776-22-6801

【配布期間】

・平成30年10月30日（火）～平成30年11月9日（金）

・時間：平日9時～16時

・配布日時：上記の期間の内で、調整の上決定します。

【配布場所】

坂井市三国町川崎地先（新保橋）～坂井市春江町布施田新地先及び福井市二日市町地先～福井市山室地先、福井市高屋町地先（高屋橋）の九頭竜川河川敷（右岸）

坂井市三国町横越地先～福井市小尉町地先（布施田橋）及び福井市岸水町地先（天菅生橋）～福井市南檜原町地先の九頭竜川河川敷（左岸）

無償配布用 刈草（ロール）写真



ロールにした状態



ラッピングした状態

別紙一1

申込先：九頭竜川出張所 FAX：0776-22-6801

受付番号：_____

九頭竜川下流刈草 受取申込書

申込年月日	平成 30 年 月 日
氏名	
住所	
電話番号(携帯電話)※1	
FAX 番号・E-Mail※1	
連絡できる時間帯	
受取希望日時	〈記入例〉「11月1日～2日午前中」または「いつでも可」

●アンケート欄(今後の参考とするのでご協力お願いします。)●

使用目的は？	飼料用 ・ 防草材 ・ 敷藁 ・ 堆肥用 ・ その他()
提供に関する情報について教えてください。	(今回の無償配布情報はどのように知りましたか？) 新聞 ・ 福井河川国道事務所 HP ・ その他()
	(希望する量や欲しい時期、提供方法に関するご要望など)
今後このような取組があれば・・・ (いずれかに○)	必ず申し込む ・ たぶん申し込む ・ 申し込まない

※1 配布日時、場所、方法等についての打合せのため、連絡が取れる方法を記入して下さい。(最低1つ記入)

【個人情報の取り扱いについて】

送付頂いた情報は、刈草の無償配布の目的にのみ利用します。その他の用途に利用することはありません。

～提供にあたっての注意事項(必ずご確認ください)～

- ・提供は先着順とし、申込者全ての皆様にご希望の受け取り量をお渡することが出来ない場合がありますので、あらかじめご了承ください。(予定数量がなくなり次第終了します。)
- ・営利目的の転売は禁止します。
- ・刈草の積込及び運搬は、申込者にて行ってください。なお、安全には十分配慮してください。
- ・提供後の返却には応じることが出来ません。責任を持って処理して下さい。
- ・積込・運搬時の事故等については、国土交通省は一切責任を負いません。特にバラの状態での運搬時に道路上に刈草が落ちないように細心の注意を払うとともに、万が一道路上に落とした場合は、申込者が責任を持って処理して下さい。
- ・その他、出張所の担当者の指示に従っていただきます。

以上のことをご確認の上、署名捺印をして下さい。

申し込み／問い合わせ先：九頭竜川出張所(平日9:00～16:00)

TEL:0776-22-2578 FAX:0776-22-6801

署名(捺印): _____ 印

出張所使用欄	配布予定:平成 30 年 月 日 ~ 月 日
--------	------------------------